

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託」について、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、次のとおり公告します。

令和 6年 6月 17日

佐倉市上下水道事業管理者 関口 直行



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託
- (2) 事業場所 佐倉市小篠塚1240番地 佐倉市南部浄水場外
- (3) 業務委託期間 令和7年3月1日～令和12年2月28日まで(60ヶ月)
- (4) 事業の概要

委託業務の内容は次に掲げる業務とします

1. 浄水場及び関連施設の運転管理業務
2. 浄水場及び関連施設の保全管理業務
3. 浄水場及び関連施設に係るその他技術業務等
4. 中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の運転管理業務
5. 中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の保全管理業務
6. 中継ポンプ場及びマンホールポンプ場に係るその他技術業務等
7. 浄水場及び関連施設、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場に係る関連業務

詳細は「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託要求水準書」等に示すものとします。

(5) 提案上限額

総額 1,924,560,000円 (消費税及び地方消費税相当額[10%]を含む。)

2 参加資格等に関する事項

(1) 参加形態

- ① 参加事業者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とします。
- ② 共同企業体については、構成する企業(以下「構成員」という。)の数は2社とします。
- ③ 共同企業体は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が参加申込書を提出し、代表企業及び他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすることとします。
- ④ 共同企業体の代表者の出資比率は、50%以上とします。
- ⑤ 共同企業体は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を履行するものとします。

- ⑥ 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員と重複することはできません。
- ⑦ 提案時ならびに契約期間中において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を業務責任者（1名）及び副責任者（1名）として配置できる者としします。なお、共同企業体の業務責任者及び副責任者は代表企業から選任するものとしします。
- ⑧ 緊急支援体制が確保されることとしします。
- ⑨ その他、受注に必要な資格や実務経験を有する業務従事者を、委託期間初日の1か月前までに、配置できる者としします。

（2）参加資格

参加事業者は、公告日現在において次の要件を全て満たすこととしします。ただし、共同企業体の場合は、①の要件はいずれかの構成員が満たすものとしします。

- ① 国内において処理能力20,000m³/日以上の上流ろ過方式の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業）で、運転管理業務の元請業者として平成21年4月1日から現在までに契約を受注、完了又は継続中の事業において2年以上継続（単年度契約を含む）して受注した実績を有する者。
- ② 佐倉市契約事務要綱第4条に規定する佐倉市一般競争入札参加資格者名簿の「施設等運転管理他」に記載されていること。

参加事業者は、（1）参加資格①、②を満たし、かつ参加申込書の提出期限から優先交渉権者の決定までの期間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- ア 「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」による指名停止を受けていないこと。
- イ 「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱」に定める指名除外を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過した者又は本実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないもの。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共教示その他契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

3 参加表明に関する事項

（1）参加申込み

本業務への参加申込みを希望する事業者及び共同企業体（以下「参加申込事業者」という。）は、下記①に掲げる書類を提出し、参加申込みを行うものとしします。

① 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を各1部提出してください。

- ア 様式1-1又は1-2「参加申込書」
- イ 様式2「使用印鑑届兼委任状」
- ウ 様式3「会社概要」
- エ 様式4-1「関連業務実績」*
- オ 様式5-1又は5-2「参加資格確認申請書兼誓約書」

* 関連業務実績が証明できるもの（契約書の写し等）を添付してください。

関連業務実績は参加資格①に係る1件のみの提出とします。

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合、契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とします。

② 受付期間

令和6年7月1日（月）から7月5日（金）まで

なお、受付は、開庁日の午前8時30分から午後4時までとします。

③ 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局に持参してください。郵送・電子メールでの提出は不可とします。

※ 参加申し込みの詳細、以降手続きの詳細は「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」によります。

4 審査の流れ及び評価項目

(1) 審査の流れ

審査は、参加申込事業者の参加資格を確認する参加資格審査と、参加資格審査を通過した参加事業者について、類似業務の受託実績や企画提案及び提案価格を評価する一次及び二次審査を実施します。

選定委員会において、参加事業者から提出された提案書類等を一次審査（書類審査）し、その上位3者を二次審査の対象者として選定し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(2) 評価項目

① 実績評価

② 技術評価

- ア 業務遂行体制に関すること。
- イ 業務責任者及び副責任者に関すること。
- ウ 運転管理業務に関すること。
- エ 保全管理業務に関すること。
- オ 危機管理に関すること。
- カ 地域貢献、その他に関すること。

③ 価格評価

5 契約方法

(1) 契約の締結

提出された企画提案書等、提案プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、佐倉市と優先交渉権者にて契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結します。

契約手続は、佐倉市財務規則に定めるところにより行い、佐倉市の標準契約書を使用するものとします。

6 企画提案書等における言語、通貨及び単位

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- (3) 単位 計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位

7 その他

詳細は、「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」、「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託評価基準」、「24浄委-01浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託要求水準書」によります。

8 事務局

- (1) 担当部署 佐倉市上下水道部水道課
- (2) 担当者 大貫、得能
- (3) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
- (4) 連絡先 (電話)043-485-1191 (FAX)043-485-1194
- (5) 電子メール w-jyosuidou@city.sakura.lg.jp